

掛川市教育委員会規則第9号

掛川市大東体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市大東体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市大東体育施設条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の表及び2の表中大東体育館の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。